

不当労働行為の審査

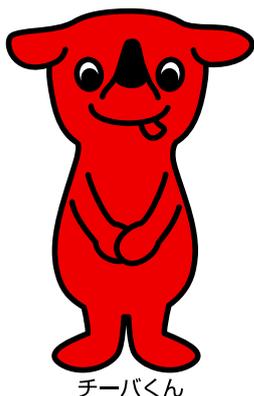
不当労働行為の審査制度とは

憲法が保障する「労働者が団結する権利・団体交渉をする権利・団体行動をする権利」を具体的に保障するため、使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止し、労働者側からの申立てに基づき、違反する行為について労働委員会が救済を与える制度です。

労働委員会とは

労働委員会とは、労働組合・労働者と使用者の間で生じた紛争を解決するための公正・中立な行政機関であり、労働組合法に基づいて設けられています。

公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)、使用者を代表する者(使用者委員)の公労使各側5名、計15名の委員で構成されています。



チーバくん

労働委員会は、主に次のようなことを行います

- 労働争議について、調整(あっせん、調停、仲裁)作業を行い、紛争解決を支援します。
- 個別的労使紛争について、あっせん作業を行い、紛争解決を支援します。
- 不当労働行為の申立てについて、審査・判定を行います。不当労働行為と認定すれば、救済命令を発します。
- 労働組合の資格を審査し、証明書を発行します。

千葉県労働委員会事務局

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (県庁南庁舎7階)

● 労働争議の調整、個別的労使紛争のあっせんについて 電話：043-223-3735

● 不当労働行為の審査について 電話：043-223-3736

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>

携帯でアクセス→



1. 不当労働行為とは

労働組合法第7条で禁止されている不当労働行為には、以下のものがあります。

- 組合員であること、組合に加入したり組合を結成しようとしたことを理由に解雇、不当な配置転換、賃金差別その他の不当な取扱いをすること(1号 不利益取扱い)
- 組合に加入しないことや組合を脱退することを雇用条件とすること(1号 黄犬(こうげん・おうけん)契約)
- 労働組合による団体交渉の申込みを、正当な理由なく拒否すること、あるいは交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと(2号 団体交渉拒否)
- 使用者が、労働組合の結成や運営を妨害すること(3号 支配介入)
- 使用者が労働組合の運営に要する費用を援助し、組合の自主性を損なわせること(3号 経費援助)
- 労働委員会に不当労働行為救済申立てをしたことや、労働委員会で証言したことを理由に解雇、不当な配置転換その他の不利益な取扱いをすること(4号 報復的不利益取扱い)

2. 申立てができる方

次のいずれかに該当する方が申立てできます。

- ・ 県内に所在する労働組合、労働者であること
- ・ 申立ての相手方(会社など)が県内に所在すること
- ・ 不当労働行為が行われた場所(工場、営業所など)が県内に所在すること

3. 申し立てることのできる期間

使用者の行為があった日から1年以内(「継続する行為」については、終了した日から1年以内)

4. 審査期間

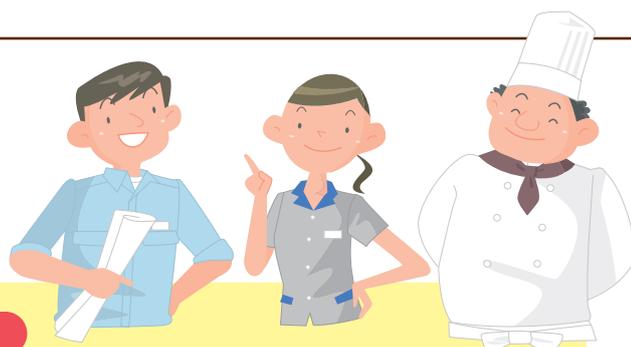
救済申立てがなされてから事件が終結するまでの期間の目標を、1年6か月以内と定めています(ただし、実際の審査期間は事件の内容により異なります)。



労働組合の

資格審査

労働組合が不当労働行為の救済申立てをしたり、法人として登記する場合には、労働組合法第2条(自主的な労働組合であること)及び第5条第2項(民主的な労働組合に必要な規約を備えていること)の規定に適合するかどうか、審査を受けなければなりません。



提出書類

- 労働組合資格審査申請書※
- 組合規約(付属規程を含む)
- 労働協約(覚書を含む)
- 役員名簿※
- 資格審査調査表※
- 総会議事録の写し(最新のもの)

※の様式は、労働委員会ホームページからダウンロードできます。

審査に適合した組合には、資格決定書の写し又は資格証明書を交付します。

審査の流れ

1 救済申立て

申立ては、不当労働行為救済申立書を当委員会へ提出して行います。労働組合又は労働者が申立人となり、相手方となる使用者が被申立人となります。

※申立書は、労働委員会ホームページからダウンロードできます。

2 審査委員の選任と参与委員の申出

申立てがあると、労働委員会会長が公益委員の中から1人又は数人を審査委員に選任して審査を担当させるとともに、労働者委員・使用者委員の中から通常それぞれ2人が、審査に参加することを申し出ます(参与委員)。

3 審査

調査・審問は期日を決め、当事者(申立人、被申立人)双方が出席して公開で行われます。

(1) 調査

当事者双方の主張及び証拠を整理・確認し、争点を明らかにするなど、審問を行うための準備として調査を行います。次いで、双方の意見を聴きながら、審問を行う期間・回数、証人の数、命令書の交付予定時期などを定めた審査計画を作成します。

(2) 審問

当事者双方の主張について事実関係を調べるため、公開の場で証人等の尋問を行います。

4 命令

審問が終了すると、公益委員会議を開催し、命令の合議を行います。合議に先立ち、労使の参与委員から意見を聴きます。合議では、被申立人の行為が不当労働行為に当たるか否かを判定します。

(1) 全部救済・一部救済

不当労働行為に当たると判定したときは、申立人が請求する救済の全部又は一部を認める命令(救済命令)を発します。

(2) 棄却

不当労働行為に当たらないと判定したときは、救済申立てを退ける命令(棄却命令)を発します。

(3) 却下

申立期間経過後の申立てであるとき、申し立てられた事実が不当労働行為に当たらないことが明らかなき等には、申立てを却下する決定をします。

5 命令に不服がある場合

申立人、被申立人とも中央労働委員会へ再審査の申立てを行うことができます。再審査の申立期間は、命令書の写しを受け取った日から15日以内です。再審査の申立ては都道府県労働委員会を経由して行うこともできます。

また、地方裁判所に対して、命令の取消しを求める訴えを起こすことができます。この場合、申立人は命令書の写しを受け取った日から6か月以内、被申立人は命令書の写しを受け取った日から30日以内に行わなければなりません。

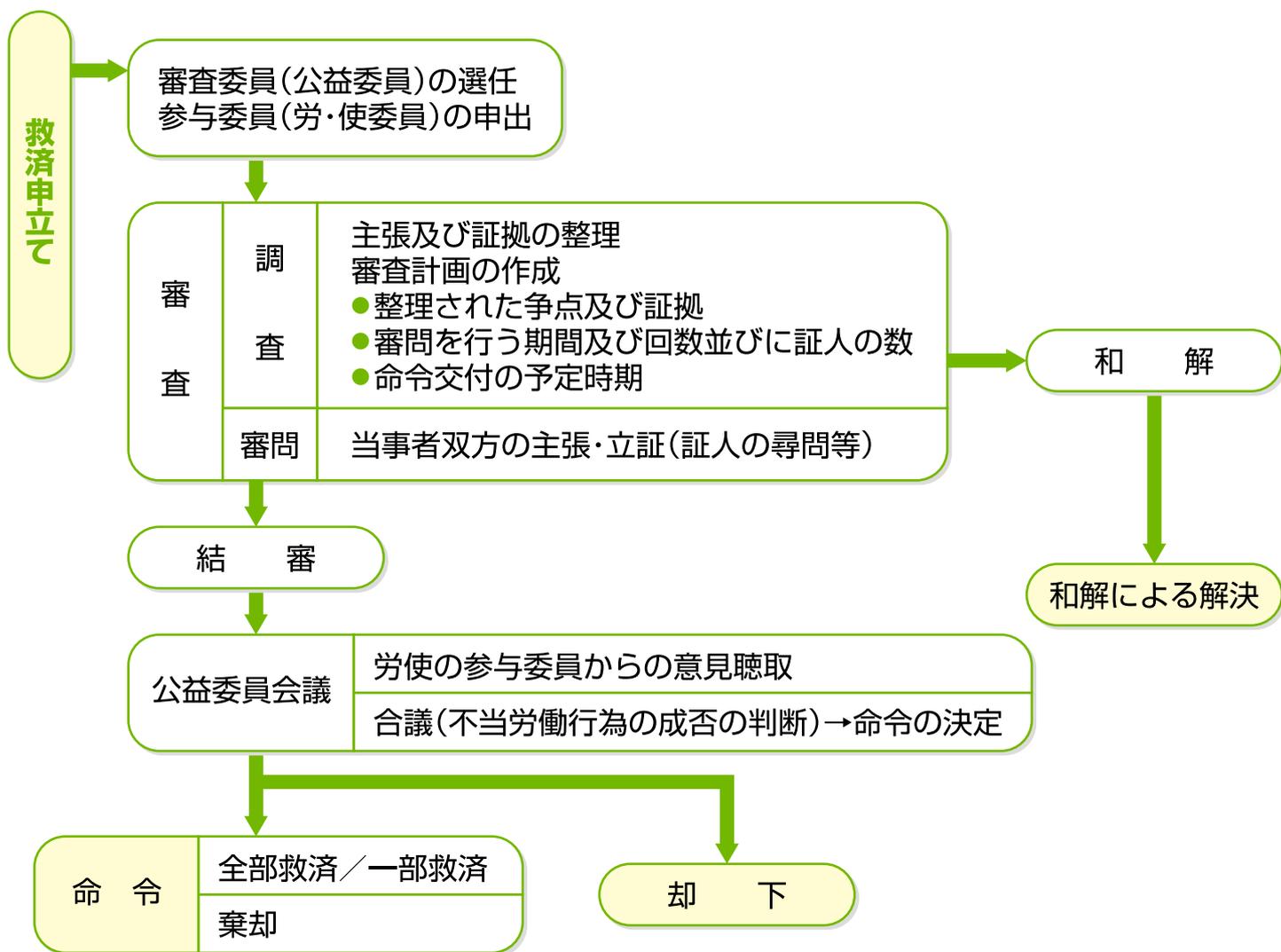


和解について

和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して事件を円満に解決しようとすることです。

和解の話し合いは、審査の途中いつでも行うことができます。また審査委員が、労使の参与委員の協力を得ながら、和解を勧めることもあります。話し合いによって意見が一致したときは、審査委員、労使参与委員立会いのもとに和解協定を締結します。

フローチャート



不当労働行為の審査

Q&A



Q1

救済申立てに費用はかかりますか？

A 労働委員会の手続は、すべて無料で利用できます。

Q2

救済申立てをすることができるのは、労働組合だけですか？使用者側から申し立てることはできませんか？

A 労働争議の調整制度とは異なり、救済申立てができるのは、不当労働行為を受けた個々の労働者と労働組合です。労働組合法では、不当労働行為は使用者が行う行為に限られているためです。

Q3

不当労働行為の審査手続は、公開されているのですか？

A 調査や審問は公開されていますので傍聴することができます。ただし、和解を勧めるときや和解の話し合いを行うときは通常非公開で行います。

Q4

労働委員会の命令にはどのような効果がありますか？

A 命令の効力は当事者に命令書写しを交付した日から発生し、使用者はその命令を履行する義務を負います。

再審査の申立てや取消訴訟の提起が期間内に行われない場合、命令は確定します。命令が確定したにも関わらずこれを履行しない使用者には、罰則の適用があります。